

「マルチステークホルダー方針」

当社は、企業経営において、株主にとどまらず、従業員、取引先、顧客、債権者、地域社会をはじめとする多様なステークホルダーとの価値協創が重要となっていることを踏まえ、マルチステークホルダーとの適切な協働に取り組んでまいります。その上で、価値協創や生産性向上によって生み出された収益・成果について、マルチステークホルダーへの適切な分配を行うことが、賃金引き上げのモメンタムの維持や経済の持続的発展につながるという観点から、従業員への還元や取引先への配慮が重要であることを踏まえ、以下の取組を進めてまいります。

記

1. 従業員への還元(必須記載)

当社は、経営資源の成長分野への重点的な投入、従業員の能力開発やスキル向上等を通じて、持続的な成長と生産性向上に取り組み、付加価値の最大化に注力します。その上で、生み出した収益・成果に基づいて、「賃金決定の大原則」にのっとり、私ども／当社の状況を踏まえた適切な方法による賃金の引き上げを行うとともに、それ以外の総合的な処遇改善としても、従業員のエンゲージメント向上や更なる生産性の向上に資するよう、教育訓練等を中心に積極的に取り組むことを通じて、従業員への持続的な還元を目指します。

(個別項目)

具体的には、賃金の引き上げについては、経済・社会の情勢、人材の確保・定着、企業競争力維持の観点を踏まえ、労働組合との真摯な対話を踏まえて適切な還元を実現します。併せて、人事制度改革に伴う処遇の見直しや業績に応じた賞与の支給拡大を図るとともに、従業員のスキルならびにウェルビーイング向上に資する教育訓練等の「人への投資」を継続的に行うことにより、持続的な成長と生産性向上に取り組み、事業を通じた付加価値の最大化を図り、従業員への持続的な還元を目指します。

2. 取引先への配慮(必須記載)

当社はパートナーシップ構築宣言の内容遵守に、引き続き、取り組んでまいります。

なお、パートナーシップ構築宣言のポータルサイトへの掲載が取りやめとなった場合、マルチステークホルダー方針の公表を自主的に取り下げます。

・パートナーシップ構築宣言の登録日 2025 年 3 月 10 日

・パートナーシップ構築宣言のURL

<https://www.biz-partnership.jp/declaration/86935-19-00-tokyo.pdf>

また、消費税の免税事業者との取引関係についても、政府が公表する免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関する考え方等を参照し、適切な関係の構築に取り組んでまいります。

以上

2025 年 3 月 20 日

鴻池メディカル株式会社

代表取締役 高見 英喜